

学校生活等の心得

- 列車を利用して通学する生徒は、他校生とトラブルが生じたり、一般の乗客に迷惑をかけることのないように乗車マナーを守ってください。
徒歩で通学する生徒は、右側通行を励行し、横に広がったり、携帯電話やスマートフォン、本を読みながら歩いたりすることは、他の歩行者や車の通行の妨げになり危険ですので注意してください。
- 本校では交通事故を未然に防ぐために、通学における自動車（自動二輪を含む）の利用を原則禁止しています。
遠距離通学など特別の理由により自動車での通学が必要な生徒については、保護者の意見を添えて、学級担任に申し出てください。各学期末に、条件、その他について審査の上、必要と認められた場合、使用許可の手続きをします。この場合、使用できる自動車は原動機付自転車に限ります。
- 自転車を校内に駐輪する生徒は、自転車通学許可ステッカーを所定の位置に貼付し、道路交通法や軽車両運行者としての義務を守らせてください。特に無灯火・二人乗り・並進・傘さし運転、携帯電話やスマートフォン、ヘッドホン使用での運転、スピードの出しすぎ等は絶対にしないよう注意してください。乗車中はヘルメットは着用しましょう(努力義務)。自転車は指定された場所に置くことになっています。路上・民家の前など迷惑になる場所には絶対に置かないこと。
また、盗難防止の面から自転車には氏名(住所)を記載し、施錠をしておくこと。
- アルバイトは原則として認めていません。特別に事情がある場合は、事前に学級担任に相談してください。
- 携帯電話やスマートフォンについては、和歌山県の学校における携帯電話の取扱いに関する基本方針により校内での使用は禁止し、身につけないこととしています。特別な理由があり校内に持ち込む場合は、電源を切ってカバンに入れておくこと。校内での使用を発見した場合は、生活指導部で預かり、下校時に返却することとします。
また、度重なる場合は保護者召喚のうえ返却を行います。
- 夜間外出・無断外泊は絶対にしないでください。
万が一、災害、事故、問題行動等があった場合は、速やかに学校(学級担任)に連絡してください。

橋本高校の制服等のきまりは、生徒手帳に記載されている「服装についての申し合わせ」と、それを補うものとして「『服装・頭髪等の指導基準』より」からなっています。この2つのきまりを心得て行動しましょう。

「服装についての申し合わせ」(生徒会)

私たちは私たちの服装についてあくまでも高校生らしい気品を保ち、かりそめにも華美に流れることのないように、次のように申合せをした。

- (1) 本校生徒の服装を次のように定める。
本校指定の学生服・セーラー服を着用する。
(本校指定のベスト・カーディガン・スラックスは準制服とし着用を認める。)
- (2) 夏季(6月1日～9月30日)の服装は次のように定める。
上衣としての白のカッターシャツ・本校指定の夏服を着用する。

- ※ 6月1日、10月1日を衣替えの日とし、その前後ひと月間を夏冬服併用期間とする。
- (3) 冬季（寒冷時）通学途中での防寒着として、本校指定のウインドブレーカーを利用する。または、派手でない防寒着とする。
- (4) 授業中においては、防寒具（手袋、マフラー等）を着用しない。ただし、冬期（11月1日から3月31日）に限り健康上やむを得ない時は、学校指定のウインドブレーカーまたは、ひざ掛け（黒・紺で無地に限る）を先生の許可を得て着用してもよい。
- (5) 夏季通学途中において、帽子を着用する場合は派手でないものとする。
- (6) 通学靴は運動靴を原則とし、華美にならない。
 ※ 校内では学校指定の上履きを着用する。
- (7) 靴下
 ※ ストッキングは無地で肌色・黒・紺等、派手でないものとする。
 ※ ソックスは派手でないものとする。

「服装・頭髪の指導基準」（生徒会）

- (1) 頭髪
 ア パーマ・染色・脱色等は禁止する。（事情のある生徒は、事前に担任に届ける。）
 イ 見苦しい長髪は好ましくない。
- (2) 化粧は禁止する。
 [ファンデーション・口紅（色つきリップクリーム）・マニキュア・
 ペディキュア・長爪・つけまつ毛・アイシャドー等]
- (3) 装身具は認めない（ピアス、指輪、ネックレス等）
- (4) 制服
 ア 本校指定学生服、本校指定セーラー服を着用する。
 イ 制服上・下、上衣・スカート丈・スラックスの長短の変形は認めない。
 ウ セーラー服は次の基準による。
 ○ネクタイは白色固結び。（夏季グレーは結ばない）
 ○胸当てをつけ、張りつけポケットにする。
 ○白線（巾2mm位のもの）を衿および袖に2本つける。間隔5mm。
 ○ひだスカートをつける。スカート丈は、膝が隠れるものとする。
 エ 夏季の服装は上衣として白のカッターシャツ・本校指定の夏季服を着用する。
 オ 夏季の上衣のスタンディングカラー・ステンカラーは禁止する。
 カ ネクタイは必ずつける。ただし、背中、両肩に大きくはみ出してはいけない。
- (5) 下服
 ア 学生服の下に、白無地のカッターシャツを着用する。
 イ 下服は上衣・襟元から、カラフルなセーター等が出ないようにする。
 ウ 健康上必ず肌着を着用する。
- (6) 靴下
 ア ストッキングは無地で肌色・黒・紺等、派手でないものとする。
 イ ソックスは派手でないものとする。
- (7) 靴・鞆
 運動・通学に適した靴とする。学用品の持ち帰りの面から、それに適した鞆とする。
 いずれも華美にならないように。
- (8) 防寒具
 本校指定のウインドブレーカーをできるだけ着用する。